

2020年度 早稲田大学大学院法務研究科

学部3年次生特別入試枠

「人材発掘」入試 法学既修者認定試験

刑 法

(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

問題 1

家庭内での子の虐待事案を素材に、不作為犯、共犯及び因果関係に関する理解を試す問題である。作為による虐待行為に対し不作為の態様で関与する者に、共同正犯としての罪責を負わせることは可能か、被害者の特殊な素因が結果惹起に大きな影響を与える事案について因果関係を認めることができるか等の問題点について、判例の立場も踏まえた論理一貫した解答が求められる。法学一般にいえることであるが、解釈論を展開するにあたっては、具体的な基準の定立はもちろんのこと、それを支える理論的根拠を明らかにすることが極めて重要である。「通説」と呼ばれる見解も一枚岩ではなく、また、ひとくちに「判例」としてもその意義の捉え方は複数ありうる。学修にあたっては、解釈論の根拠を問う姿勢を忘れないで欲しい。

問題 2

名義人による承諾を得て同人名義の私文書を作成する行為を素材に、私文書偽造罪に関する理解を試す問題である。具体的には、当該行為が作成者と名義人の人格の同一性を偽るという意味での「偽造」(刑法 159 条)に該当するかについて、偽造罪の処罰根拠、判例の立場等を踏まえた丁寧な検討が求められる。刑法の学修においては、各犯罪の成立が認められる典型例と否定される典型例を意識することが重要である。理解が難しいと感じられる論点でも、具体例に基づいて考えると視界が開けることは少なくない。特に、教科書で言及されるような具体例については直ちに想起できるようにしておきたい。

以 上